

○奈良県公安委員会における個人情報の管理に関する規程

(令和5年3月31日公委規程第2号)

(目的)

第1条 この規程は、奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (2) 行政文書 法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。

(個人情報保護責任者)

第3条 公安委員会に個人情報保護責任者を置き、警務部総務課公安委員会事務担当室（以下「事務担当室」という。）の長をもって充てる。

2 個人情報保護責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報保護主任)

第4条 公安委員会に個人情報保護主任を置き、事務担当室室長補佐をもって充てる。

2 個人情報保護主任は、個人情報保護責任者の指揮を受け、この規程による公安委員会の保有する保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

(正確性の確保)

第5条 奈良県警察職員（以下「職員」という。）は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第6条 個人情報保護責任者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 個人情報保護責任者は、保有個人情報及び当該保有個人情報が記録されている行政

文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
- (3) 取り扱うことができる場所
- (4) 保存すべき場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項
(複製等の制限)

第7条 職員は、その業務の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、個人情報保護責任者の指示を受けて行わなければならない。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
(廃棄及び削除)

第8条 個人情報保護責任者は、保有個人情報が記録されている行政文書を廃棄するとき、焼却その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

2 個人情報保護責任者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第9条 個人情報保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第10条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちに、その旨を個人情報保護責任者に報告するものとする。

2 個人情報保護責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 個人情報保護責任者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。

4 前項に定めるもののほか、個人情報保護責任者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の調査の結果に基づき、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を公安委員会に報告するものとする。

(点検)

第11条 個人情報保護責任者は、保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行うものとする。この場合において、個人情報保護責任者は、警務部県民サービス課長と必要な連携を図るものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。